令和5年度 (2023年度)

西都市一般廃棄物処理実施計画



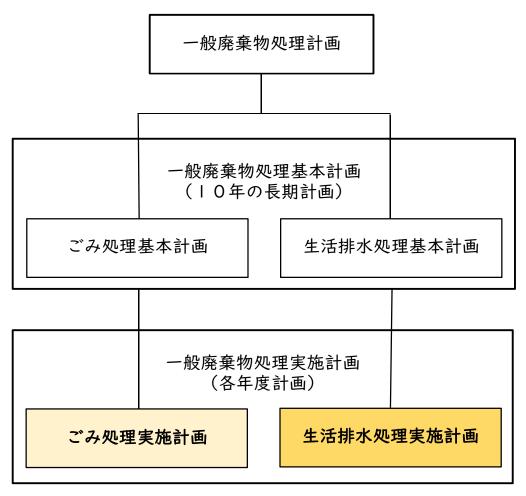
2023年4月 宮崎県西都市

Ι	総	則			ペーシ
	2. 3.				
Π	第 章 . 2. 3. 4.	ごみ 総ごみ 総変 実 第	゛み排出量	る家庭ごみと事業所ごみの内訳 の推移 量の推移	4 6 7 8 9
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	ご家指事 市医災そ み庭定業)が療害の)処ごご所 収系廃他ホ	理みみご般集廃棄しうのの袋み廃し棄物・ンネは出指収物いの適って	方法及び収集運搬体制 定シールによるごみ処理手数料 集運搬体制 処理業許可方針 廃棄物 適正処理について	10 10 11 13 13 13 14 16
	(1 (2 2. (1 (2 (3 (4 (5 3. (2 4. (1	排))収)))))資))中)出排資集令収粗許排源市事間ご抑出源運気はご覧化民業処み	で搬り集大可出の・所理処の計年搬み者止り業み最にの画度(、に物り業み最に資	化の方法 及び適正処理に関する啓発活動 源化方法 ごみ搬出量目標 家庭ごみ) 蛍光管・電球の収集運搬 よる収集運搬 等の収集運搬(条例第14条関連) み ・行政が取り組むごみ減量 発生抑制、資源化の推進	17 18 19 19 20 20 20 22 22 23 23
	5. (I (2	ごみの) 西都) エコ	処理・処 児湯クリー クリーン	分施設 -ンセンターのごみ処理・処分に関わる施設概要 プラザみやざき・焼却施設概要	
	第 章 第 2 章	し尿 し尿	・浄化槽	画 汚泥の排出状況 汚泥の処理施設 汚泥処理の課題	28 28 29

I 総則

1. 計画の位置づけ

本計画は、西都市で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて西都市一般廃棄物処理基本計画「以下、「基本計画」という。」を推進していくため、ごみの減量及びリサイクル、生活排水の適正処理等の推進に関して必要な事項を定めるものです。



一般廃棄物処理計画の構成

計画の対象区域 市内全域

3. 計画の期間

令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

4. 計画人口

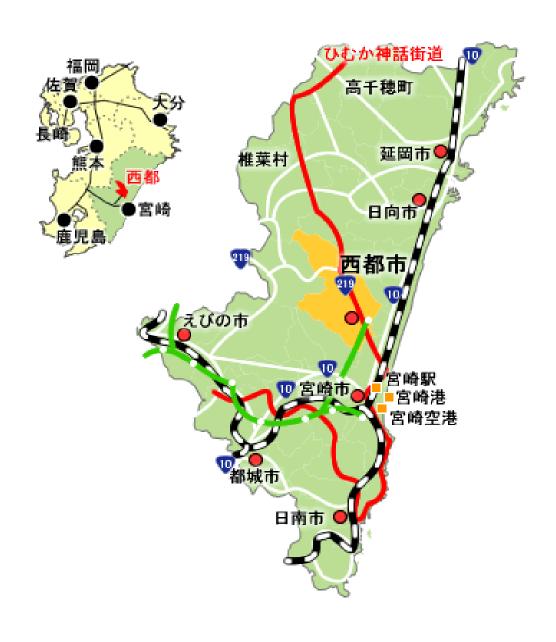
28,553人

○参考資料

※ 住民基本台帳人口・世帯数

	人		世	带	数
令和3年4月1日現在	29,378	人	۱3,	887	人
令和4年4月1日現在	28,996	人	13,	890	人
令和5年4月1日現在	28,645	人	13,	922	人

西都市位置図



Ⅱ ごみ処理実施計画

ごみ処理基本計画の基本理念や5つの基本方針に基づき、今年度は以下 に示す取り組みを実施します(資料 | 参照)。

市民・事業者・行政が連携した4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動(リデュース、リユース、リサイクル)に、[ごみとなるものを買わない]というリフューズを加えた4R運動を実施する。

ごみ減量化及びリサイクルの促進

より一層のごみの減量化及び資源化を図る。

適正な収集・運搬・処理・処分を実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行う。

不法投棄の防止の強化

市民・事業者・行政の連携による不法投棄の取締りを強化する。

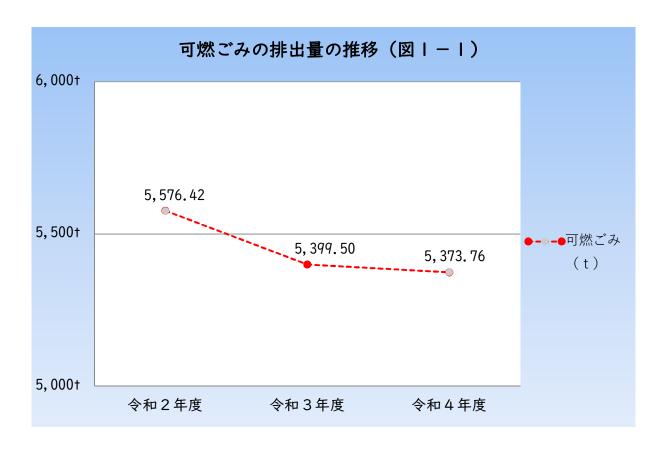
第1章 ごみの排出状況

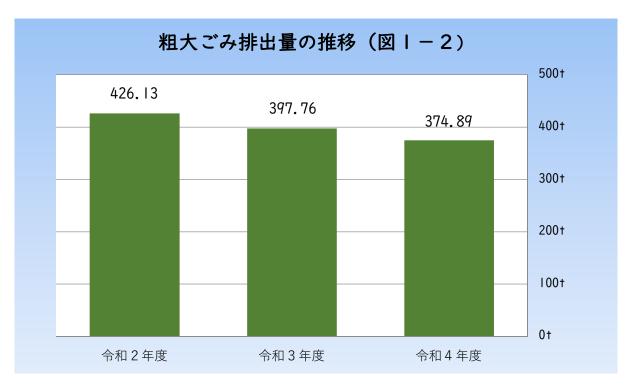
1. 総ごみの排出量

(表 | - |) 令和 2 年度 ~ 令和 4 年度実績

(単位: †)

					(+ 12 - 17
1	锺	類	排	出量	
/	生	枳	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可燃ごみ			5,576.420	5,399.500	5, 373. 760
不燃ごみ			95.420	91.370	84.800
粗大ごみ			426.130	397.760	374.890
	金属類		221.237	193.249	185.473
	缶・び	ん類	222.190	205.120	203.440
	ペット	ボトル	84.970	89.300	93.000
	プラスチャ	ック製容器包装類	327.320	334.830	331.110
資源ごみ		新聞・チラシ類	39.220	38.630	46.490
貝/你この	古紙類	雑誌・本類	43.350	44.250	50.750
		ダンボール	12.520	11.600	18.370
	蛍光管	・電球	2.380	2.250	2.130
	乾電池		9.620	9.060	8.920
	衣類		172.440	161.440	155.960
総	Z "	み 量	7,233.217	6, 978. 359	6,929.093
				-	



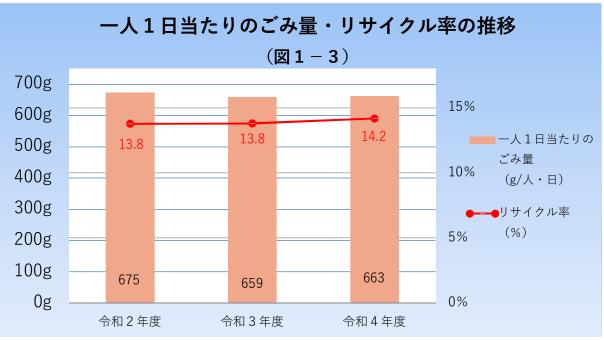


(表 1-2) ごみ量の推移とリサイクル率

(単位: +)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可燃ごみ(†)	5, 576. 42	5,399.50	5, 373. 76
不燃ごみ(†)	95.42	91.37	84.80
粗大ごみ(†)	426.13	397.76	374.89
資源ごみ(†)	1,135.25	1,089.73	1,095.64
総ごみ量(†)	7, 233. 22	6, 978. 36	6,929.09
人口(†)	29,378	28, 996	28,645
一人 I 日当たりのごみ量(g/人·日)	675	659	663
リサイクル量	996.06	962.36	982.45
リサイクル率(%)	13.8	13.8	14.2

※資源ごみは、金属類、缶・びん類、ペットボトル、プラスチック容器、古紙類、蛍光管・電球、乾電池、衣類になります。

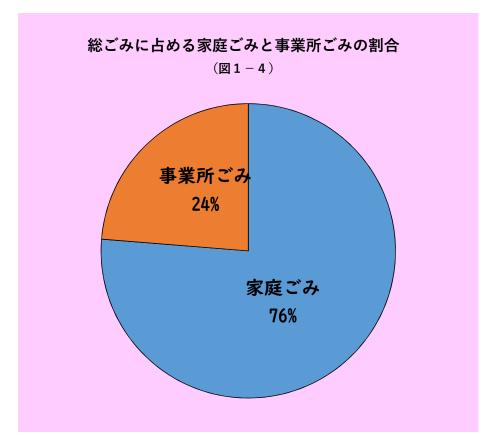


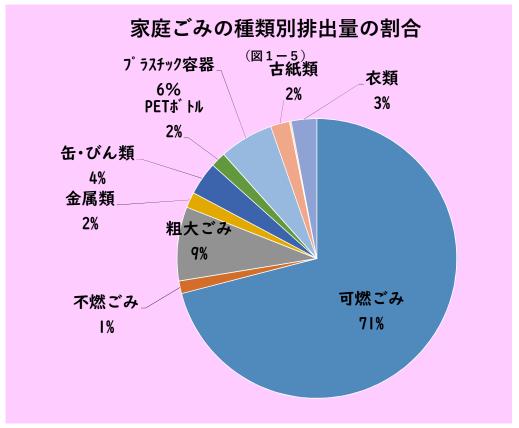
2. 総ごみ量に占める家庭ごみと事業所ごみの内訳

(表1-3) 令和4年度家庭ごみ・事業所ごみ排出量の内訳

/ W/ / L		. `	
(単位	:	†)	

	可燃ごみ	不燃ごム	粗大ごみ		資		源	2		み		스 計
		1 - XXX C 0 X	祖八〇の	金属類	缶・びん類	PETボトル	プラスチック容器	古紙類	蛍光管・電球	乾電池	衣類	
家庭ごみ	3,749.66	77.35	452.55	95.11	203.44	93.00	331.11	115.61	2.13	8.92	155.96	5, 284. 84
事業所ごみ	1,624.10	7.45	12.33	0.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,644.25
総ごみ量	5, 373. 76	84.80	464.88	95.48	203.44	93.00	331.11	115.61	2.13	8.92	155.96	6,929.09



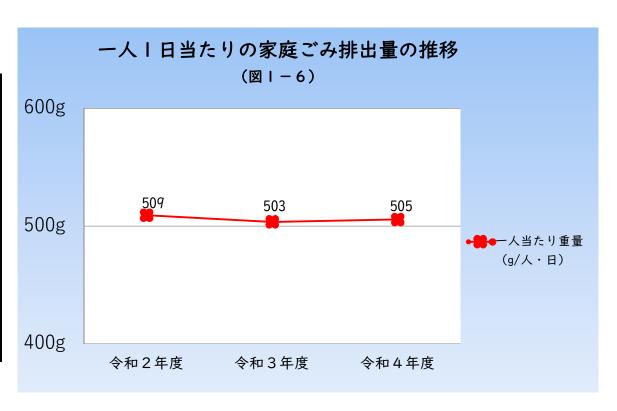


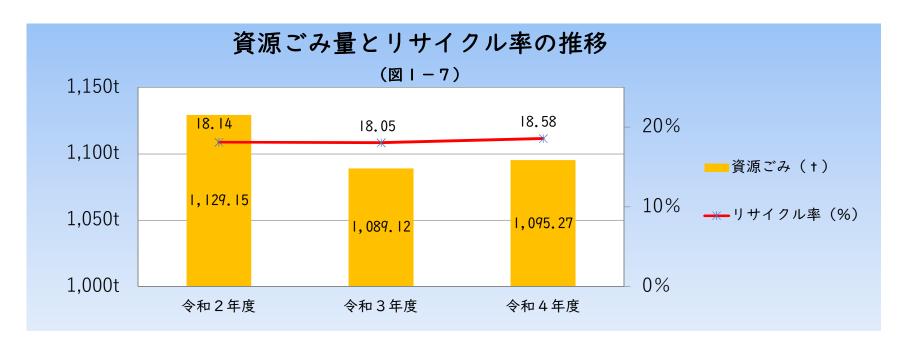
3. 家庭ごみ排出量の推移

(表 | − 4) (単位: †)

(化 1 4)			(十四・1)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可燃ごみ(†)	3,829.80	3, 768. 66	3,749.66
不燃ごみ(†)	84.59	82.46	77.35
粗大ごみ(†)	414.62	388.53	362.56
資源ごみ(†)	1,129.15	1,089.12	1,095.27
総ごみ量(†)	5, 458. 16	5, 328. 77	5, 284. 84
人口(人)	29, 378	28,996	28,645
一人当たり重量 (g/人・日)	509	503	505
リサイクル量	989.96	961.90	982.17
リサイクル率(%)	18.14	18.05	18.58

※資源ごみは、金属類、缶・びん類、ペットボトル、プラスチック容器、古紙類、蛍光管・電球、乾電池、衣類になります。





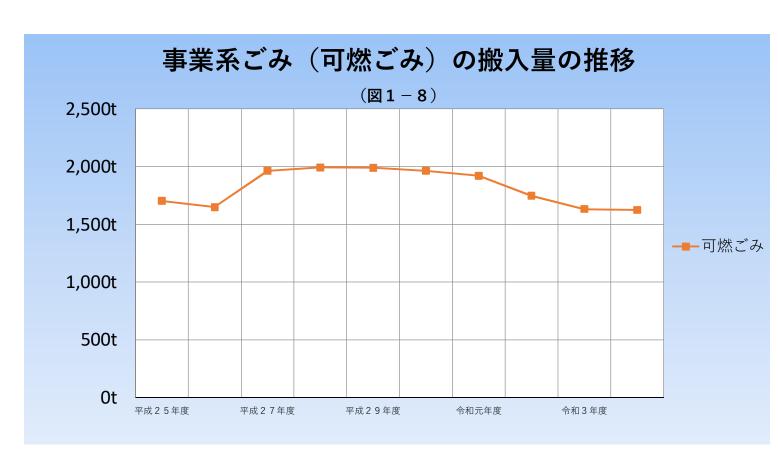
7

4. 事業所ごみ排出量の推移

(表 1-5) 年度別事業所ごみ排出量の推移

/ \\/			`
(単	1	•	†)
(==	111		т :
\ —	111	•	

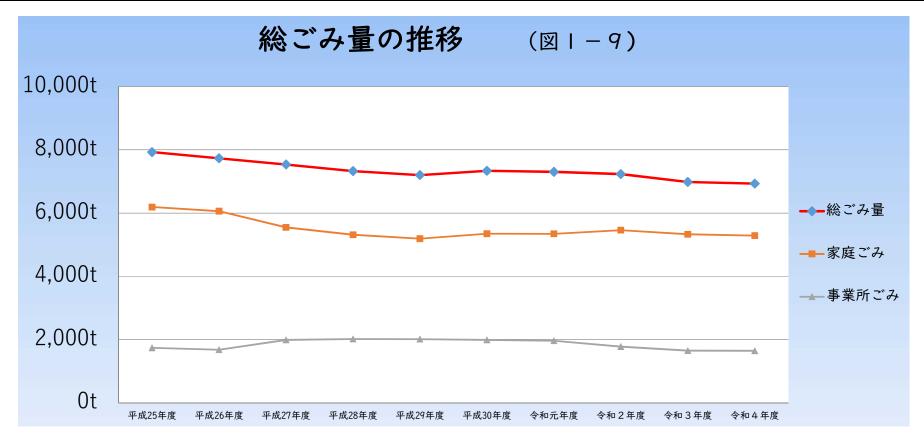
年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	金属類	缶・びん 類	プラスチック 容器包装類	合 計
平成25年度	1,703.03	21.94	2.93	0.06	7.17	0.27	1,735.44
平成26年度	1,648.86	17.47	2.61	0.00	6.11	0.00	1,675.05
平成27年度	1,963.01	14.39	1.87	0.00	8.96	0.48	1,988.71
平成28年度	1,992.27	13.05	2.96	0.00	6.37	0.54	2,015.20
平成29年度	1,989.84	7.30	6.31	0.00	6.16	0.53	2,010.14
平成30年度	1,963.85	11.48	6.29	2.14	4.68	0.63	1,989.07
令和元年度	1,921.26	16.10	10.20	2.33	8.08	1.45	1,959.42
令和2年度	1,746.62	10.83	11.51	1.58	3.39	1.13	1,775.06
令和3年度	1,630.84	8.91	9.23	0.61	0.00	0.00	1,649.59
令和4年度	1,624.10	7.45	12.33	0.37	0.00	0.00	1,644.25



5. 総ごみ量の推移

(表 1 - 6)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総ごみ量	7,926.19	7,731.12	7,536.07	7,326.87	7,199.05	7,333.33	7,300.11	7,233.22	6,978.36	6,929.09
家庭ごみ	6,190.75	6,056.07	5,547.36	5,311.67	5,188.91	5,344.26	5,340.69	5,458.16	5,328.77	5,284.84
事業所ごみ	1,735.44	1,675.05	1,988.71	2,015.20	2,010.14	1,989.07	1,959.42	1,775.06	1,649.59	1,644.25



9

第2章 ごみの種類及び分別区分・収集運搬体制

1. ごみ処理の流れ

家庭ごみについては、全て「西都児湯クリーンセンター(以下、「クリーンセンター」という。)へ持ち込まれ、可燃ごみ以外はクリーンセンター内のリサイクル施設で、可燃ごみについてはクリーンセンターの中継施設で圧縮した後、アームロール車で宮崎市内の「エコクリーンプラザみやざき」に運搬し焼却処理しています。

なお、クリーンセンター内で発生する選別残渣についてはクリーンセンター最終処分場で、焼却残渣についてはエコクリーンプラザみやざきの最終処分場で埋立処分しています。

2. 家庭ごみの排出方法及び収集運搬体制

家庭ごみについては、資料2のとおり分別し、市が定める収集日程(資料3参照)により、定められた集積場所に排出することになっています。

適正に分別された家庭ごみについては、表2-lのとおり収集運搬され、クリーンセンターに搬入し処理しています。また、直接、再商品化事業者にも搬入しています。 家庭ごみの処理フローは図2-lのとおりです。

(表2-1) 家庭ごみの収集・運搬体制

区分項目	可燃ごみ	不燃ごみ	古紙類 ※ ①新聞・チラシ類 ②雑誌・本類 ③ダンボール	金属類	プラスチック 製容器包装類	乾電池	粗大ごみ 蛍光管・電球 ※2 小型充電式電池 ※3	
対象地域				市内全	-	77 (-)		
対象人口			· ·		5年4月1日	現在 <i>)</i>		
収集運搬形態			委	託				
委託業者		;	有限会社 西	西都衛生公 社	±			
収集方式		集積	新収集(スラ 約 1 3 i	テーションカ 0 0 箇所	5式)			
収集回数※4	2回/週	150 / 19			1回 /细	AID 隹 D		
以未自数次4	2日/週	回/月	2回/月	回/月	回/週	全収集日		
排出容器	青袋	赤袋	指定シール 黄袋(③を 除く)	黄袋	緑袋	指定なし (透明のビ ニール袋)	個人搬入(収集なし)	
収集車	運搬は随時 3.0t 台、2.6t 2台、2.57t 3台、2.45t 台、 2.35t 2台、2.25t 3台、 トラック(ホロ車)1.35t 台、							
車種・台数	軽トラ 0.35t l台							
収集人員			11	人				

※I 古紙類(ダンボールを除く)

高齢者等が紐を縛ったりする手間を省くため、令和元年9月1日より黄色の指定袋でも収集しています(重さの目安:7kg以内)。

※2 蛍光管・電球

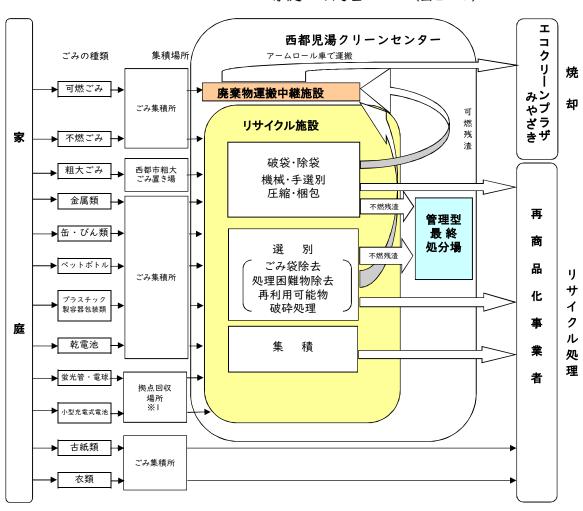
蛍光管・電球をリサイクルするため、生活環境課、各支所、西都市粗大ごみ置き場に回収箱を設置 し拠点回収を行っています。

※3 小型充電式電池

ごみ収集車やごみ処理施設での発煙や発火事故を防止するため、小型充電式電池(二カド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)の拠点回収を行っています。回収場所は、蛍光管・電球と同じです。

※4 収集回数

東米良地区の収集回数は、可燃ごみが週 I 回、プラスチック製容器包装類が月 2 回、その他は月 I 回です。



家庭ごみ処理フロー(図2-1)

※ | 生活環境課、各支所、西都市粗大ごみ置き場

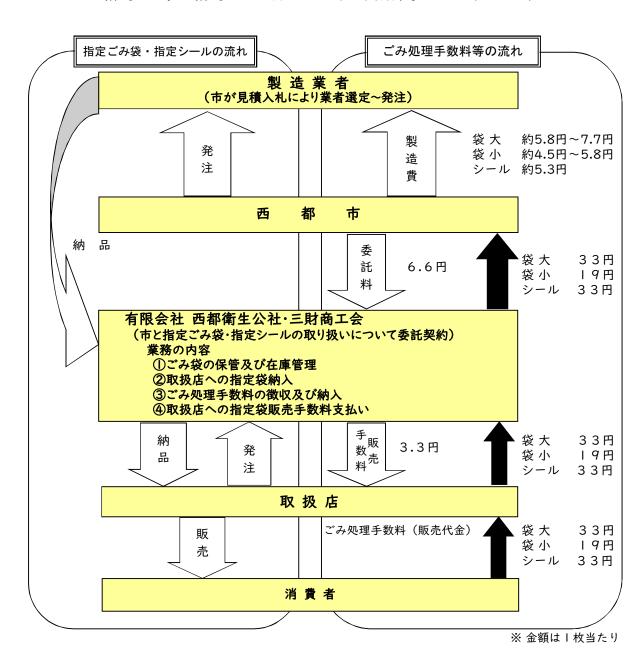
3. 指定ごみ袋・指定シールによるごみ処理手数料

西都市指定ごみ袋・指定シールの規格及びごみ処理手数料は、表2-2のとおりです (規格の詳細は資料4参照)。また、ごみ処理手数料フローは図2-2のとおりです。

(表2-2) 指定ごみ袋・指定シールの規格及びごみ処理手数料の金額

種	類	色	寸 法 (mm) (縦×横×マチ幅×厚)	手数料 (円/枚)	容 量 等
	燃やせるごみ専用	青			
	燃やせないごみ専用	赤			
大	資源ごみ用	黄	$800\times400\times200\times0.04$	33	48.00/枚
	プラスチック製 容器包装類専用	緑			
	燃やせるごみ専用	青			
小	燃やせないごみ専用	赤	$580 \times 320 \times 80 \times 0.04$	19	Ⅱ.50/枚
	資源ごみ用	黄			
シール	レ(古紙類用)	黄	100×150(縦×横)	33	5kg~7kg/枚

指定ごみ袋・指定シール及びごみ処理手数料等フロー (図2-2)



4. 事業所ごみの収集運搬体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法」という。)第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。

本市では、事業所ごみ(事業系一般廃棄物)については、市が許可する一般廃棄物収 集運搬業許可業者(資料5参照)に収集運搬を委託するか、直接、再商品化事業者(リ サイクル業者)に依頼するよう適正処理の指導をしています。

一般廃棄物収集運搬業許可業者がクリーンセンターにごみを搬入する際は、クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第 | 3条の規定により、搬入ごみ量 | 0 kgにつき 6 0円(消費税別途加算)のごみ処理手数料を徴収しています。

(1) 一般廃棄物処理業許可方針

法第7条第5項及び第10項に規定される一般廃棄物処理業の許可に関する市の方針については、次のとおりとします。

①新規許可

ア 収集運搬業

既存の許可業者の処理能力、処理実績及び本市におけるごみの排出量が今後も減少傾向が続くと見込まれること、及び現行の体制で適正な処理が確保されていることを総合的に勘案し、原則として新規の許可はしないものとします。

ただし、ごみの減量化・資源化を目的とした処分業と併せて収集運搬を行う場合で、 当該廃棄物が適正に処理されることが確実であるものについては、事業計画等を審査 した上、必要に応じて条件を付して新規に許可するものとします。

なお、原則として積替保管については許可しません。

イ 処分業

ごみの減量化・資源化を目的とした処分を行う場合又は現行の体制で適正な処理が困難なごみを処分する場合において、当該廃棄物が適正に処理されることが確実であるものについては、事業計画等を審査した上必要に応じて条件を付して新規に許可するものとします。

なお、本市の区域外で発生したごみの処分又は埋立てを目的とした処分は、原則として許可しません。

②更新許可等

既存の許可業者については、法及び関係法令、西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下、「条例」という。)及び同施行規則(以下、「規則」という。)、許可基準及び許可するにあたって付した条件の遵守状況や処理実績を審査した上で更新を許可するものとします。

また、事業範囲の変更については、上記①を適用するものとします。

5. 市が収集しない廃棄物

(表2-3) 市が収集しない廃棄物の種類及び処理方法

番	号	種類	具	体	例	処	理	方	法
		産業廃棄物	資料6の	とおり					美運搬・中 二直接依頼
2	2	容積、重量が著しく大きいもの	バイク、) 器、大型3			販売店、	製造元に	こ引渡し	,適正処理
3	3	土、砂、石	土、砂、	石				-	購入され 談くださ
4	\	危険性のあるもの	ガスボングテリーなる		器、バッ	専門店に	三引渡し通	 道正処理	1

番号	種類	具 体	例	処	理	方	法
5	引火性のあるもの	ガソリン、灯油など	_	くのガ いてご			ドへ処理 。
6	有害性のあるもの	農薬、毒物、劇物、塗 溶剤、感染性を有する など	らもの 販売	店、製	造元に	引渡し	適正処理
7	特別管理一般廃 棄物: (法第2 条第3項に規定 された物)	一般廃棄物のうち爆発毒性、感染性、その他の健康又は生活環境に被害を生じる恐れがあ 状を有するものとして で定めるもの	也の人 に係る 厳重 らる性 ※6	な管理 . 参照	のもと	適正に	処理
8	特定家庭用機器 (※)	テレビ、エアコン、% 庫・冷凍庫、洗濯機・ 乾燥機	衣粗 规元	店、製クル法	_		、家電リ 処理
9	自主回収対象パ ソコン	パソコン			_		、パソコ 適正処理
10	一時多量ごみ	引越し、家等の片付けり発生した一時多量で	だよ にて		。ただ		活環境課 正なごみ
11	事業系一般廃棄物	事業活動に伴い発生し 般廃棄物	たー 物収し、	集運搬	業者に ンセン	収集運	一般廃棄 搬を依頼 は再商品 理

[※] 販売店等に引取義務のないものについては、家電リサイクル券を購入した特定家庭用機器のみ処理手数料を徴収し、西都市粗大ごみ置き場にて受け入れています(直接搬入)。

6. 医療系廃棄物の適正処理について

医療機関等(*)の医療行為等に伴って排出される廃棄物は、医療廃棄物として排出者自らが適正に処理することになっています。その中でも、感染性を有する恐れのある感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物として、厳重な管理のもと適正に処理を行なうことが法に規定されています。(医療機関等から発生する主な廃棄物は表2-4のとおり、感染性廃棄物の種類と具体例は表2-5のとおり)です。

しかしながら、最近、使用済注射針等の感染性廃棄物を含む医療系廃棄物がクリーンセンターに搬入される不適正処理事例が確認されました。

今後も引き続き、高鍋保健所と連携しながら、各医療機関に対する指導の徹底を図っていきます。

注) * 病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験 研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)

医療機関等から発生する主な廃棄物(特別管理廃棄物に該当するものを含む)

(表2-4)

	種 類	具 体 例
産	燃え殻	焼却灰の残灰
業廃	汚 泥	血液(凝固したものに限る。)、検査室・実験室などの排水処 理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
棄物	廃油	アルコール・キシロール・クロロホルムなどの有機溶剤、灯油・ガソリンなどの燃料油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油

	種類	具 体 例
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性廃 液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない 状態のもの)、その他のアルカリ性廃液
	廃プラスチック	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、 その他合成樹脂製のもの
産 業	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
廃 棄 物	金属くず	金属製の機械器具、注射針、金属性ベット、その他の金属性の もの
120	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他ガラス製のもの、ギ ブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設・ダイオキシン類対策 特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において 発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
一般廃棄物		紙くず類、ちゅう芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、たばこの吸い殻、木くず、皮革類、実験動物の死体、 これらの一般廃棄物を焼却した燃え殻など

(表2-5) 医療機関等から発生する感染性廃棄物の種類と具体例

【感染性廃棄物の種類】

- 1.血液等
- 2.手術に伴って発生する病理廃棄物
- 3.血液等が付着した鋭利なもの
- 4.病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの
- 5.その他血液が付着したもの
- 6.汚染物質若しくはこれらが付着した又はそれらの恐れのあるもので I ~5に該当しないもの

【具体例】

種類	感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物
I		血液、血清、血漿、体液(精液を含 む。)、血液製剤
2	臓器、組織	
3		注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラス くず等
4	試験、検査等に使用した培地、実験 動物の死体等	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ 等
5	血液等が付着した紙くず、繊維くず (脱脂綿、ガーゼ、包帯等)等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
6	汚染物が付着した紙くず、繊維くず	汚染物が付着した廃プラスチック等

7. 災害廃棄物の適正処理

自然災害の発生に伴う災害廃棄物やし尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るためには、事前に十分な対策を講じておかなければなりません。災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて西都市災害廃棄物処理行動計画(平成30年改訂)に基づいて適正に処理を行います。

なお、災害ごみの分別については、資料7のとおりです。

また、仮置場・集積場所の設置については、中継機能を勘案しながら随時検討し、速やかに対応できるようにします。

(1) 災害時に協力する協定書を締結

災害時に発生した廃棄物及び避難所で発生した廃棄物等の撤去、収集運搬、処分等に関し、令和3年3月24日に一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会と災害時における 廃棄物の処理等に関する協定書を締結しました。

8. その他

(I) ボランティア活動への支援

市では環境美化を促進するため、道路、公園等の公共の場所において、自主的に清掃活動を行う団体・個人等に対し、必要なごみ袋を無償にて支給するなど、ボランティア活動に対する支援を行っていきます。

なお、ボランティアごみの分別については、資料8のとおりです。

(2) 犬・猫等の死体の収集、処分

犬・猫等の死体については、その所在地の所有者又は管理者が自らの責任で収集及び 処理を行わなければなりません。

一般廃棄物として排出された死体は、市からクリーンセンターを経由し、エコクリーンプラザみやざきにおいて焼却処理されます。

なお、生活環境課に持ち込まれた場合には、I頭につきIOO円の処分手数料を徴収しています。

第3章 排出抑制·資源化計画

- I.排出抑制·資源化の方法
- (1)排出抑制方法及び適正処理に関する啓発活動

(表3-1)

施策	内 容
有料指定ごみ袋制度	平成 I 2年7月からごみの排出抑制とごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、有料指定ごみ袋制度を実施しており、今後も同制度を継続していきます。
生ごみ減量化の推進	 家庭の可燃ごみの約半分を占める生ごみの減量化を推進するため、「生ごみの水切り、ひとしぼり」の普及啓発を図ります。 家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみ処理機を購入する世帯を対象とし、購入費の一部を補助します(資料9参照)。 食品ロスを削減するため、「食材を買い過ぎない・使い切る・食べ切ることの実践」「30・10(さんまる・いちまる)運動」の普及啓発を図ります。
資源物回収の推進	現在の8種11分別の回収継続を行います。資源物の円滑なリサイクルを図るため不適合物の混入を抑制し、品質を確保するための取り組みを行います。
分別収集の徹底	■ 異物の混入をなくすため、より一層の啓発を行い、適正な分別排出の徹底に 努めます。
事業所ごみの適正処 理・減量化の推進 (※1)	中継施設に搬入する収集車両の内容物検査(展開検査)や排出事業所及び許可業者への立入検査を行い、事業所ごみの適正処理の推進を図ります。許可業者への講習会を通して、ごみの減量化、資源化について普及啓発を図ります。
不法投棄防止対策の 実施	不法投棄の多発箇所への重点的なパトロールや監視カメラの設置を行うとともに、関係機関と協力した監視体制の強化を図ります。看板の設置により、不法投棄撲滅のための啓発活動を行います。
情報提供の充実	• 市の広報紙やホームページ、Lineを積極的に活用し、ごみやリサイクルに関して分かりやすい情報の提供と内容の充実を図ります。
環境学習の推進	小学4年生を対象にした環境ポスターの作成やごみ処理施設見学など、環境学習に取り組みます。幅広い年齢層を対象に、出前講座、環境イベント等を開催します。
市民との連携の推進	■ 自治会や市民団体と連携し、環境保全及び循環型社会構築の取り組みを 推進するとともに、その自主的な活動(ボランティア活動等)を支援します。

※1・平成27年4月から家庭ごみとの完全分離

・令和3年4月からクリーンセンターに搬入できる事業系一般廃棄物は生ごみ及び資源化できない紙類、木くず(剪定枝・木製品)、繊維くずのみとなった(資料10、資料11参照)。

(2) 資源ごみの資源化方法

(表3-2)

項目	概 要
金 属 類	リサイクル施設において金属類を回収し、金属製品の原料として 資源化を図ります。
告 類	分別収集を実施し、金属製品の原料として資源化を図ります。
びん類	分別収集を実施し、容器包装リサイクル法(※1)に基づき資源化 を図ります。
ペットボトル	分別収集を実施し、容器包装リサイクル法に基づき資源化を図ります。
プラスチック製 容 器 包 装 類	分別収集を実施し、容器包装リサイクル法に基づき資源化を図ります。
古 紙 類	分別収集を実施し、再生紙の原料として資源化を図ります。
蛍光管・電球	拠点収集を実施し、リサイクル施設において選別後、ガラス製品 等として資源化を図ります。
乾 電 池	分別収集を実施し、金属製品の原料等として資源化を図ります。
衣類	分別収集を実施し、固形燃料の原料として資源化を図ります。
小型家電	処理施設において小型家電を選別し、小型家電リサイクル法(※ 2)に基づき資源化を図ります。
家 リサイクル法 (※3)対象物	排出者の責任において処理するものとします。
	資源有効利用促進法に定める指定再資源化製品のうち、パソコン及び小型充電式電池は、排出者の責任において処理するものとします。

- ※ I 容器包装リサイクル法:容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等 に関する法律
- ※2 小型家電リサイクル法:使用済小型電子機器等の資源化の促進に関する 法律
- ※3 家電リサイクル法 :特定家庭用機器再商品化法
- ※4 資源有効利用促進法:資源の有効な利用の促進に関する法律

2. 収集運搬計画

(1) 令和5年度ごみ排出量目標

(表3-3)

区分	令和5年度目標
可燃ごみ	5,307†
不燃ごみ	70 1
粗大ごみ	256†
計	5,633†
資源ごみ	1,082†
合 計	6,715†
リサイクル率	14.2%

(2) 収集運搬(家庭ごみ)

(表3-4)

	ごみの種類 (※I)		収集回数 (※2)	収集等の方法	収集量	
可	燃	₹*	み	週2回		3,453†
不	燃	ご	み	月1回		63t
	金	属	類	月1回	指定袋(※3)に入れて集積所(※4)に排出(※ 5)されたごみを収集車両で収集します。	I 85t
資	缶・	びん	類	月1回		200†
	ペッ	トボト	ル	月1回		95t
源		スチック 包 装		週 回		330t
ご	古	紙	類	月2回	ひもで十字にしばって指定シールを貼って又は 指定袋に入れて集積所に排出された古紙類を 収集車両で収集します。	+
み	衣		類	月1回	指定袋に入れて集積所に排出された衣類を収 集車両で収集します。	I 50t
	乾	電	池	各地区の ごみの 収集日	透明なビニール袋に入れて集積所に排出された乾電池を収集車両で収集します。	9†

※ I 種 類 :具体的な対象物は資料2のとおり

※2 収集回数 : 地域ごとの収集日程は資料3のとおり

※3 指 定 袋 : 西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条に規定する指定袋

(種類等については表2-2参照)

※4 集 積 所 : 西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条に規定する集積所 ※5 排 出 : 決められた集積所に、収集日の朝、8時までに排出するものとします。

(3) 粗大ごみ、蛍光管・電球の収集運搬

(表3-5)

一般廃棄物の種類	収集等の方法	収集量
粗大ごみ	家庭から直接西都市粗大ごみ置き場に持ち込まれた粗大ごみをクリーンセンターへ 運搬排出します。	256t
蛍光管・電球	生活環境課や各支所等に持ち込まれた蛍 光管・電球をクリーンキーパーが回収し、 西都市粗大ごみ置き場に一時保管後、ク リーンセンターへ運搬排出します。	2†

(4) 許可業者による収集運搬

(表3-6)

	一般廃棄物の種類	収集等の方法	収集量
	可燃ごみ		1,854†
	不燃ごみ		7†
	粗大ごみ		Ot
資	金属類	排出者が許可業者に依頼し、収集運搬す るものとします。	
源ご	缶・びん類		Ot
み	プラスチック製 容器包装類		

(5) 排出禁止物等の収集運搬(条例第14条関連)

(表3-7)

一般廃棄物	勿の種類	収集等の方法
家電リサイクル	レ法対象物	取引義務がある小売業者又は製造業者が指定する引き取り場所に直接持ち込むか若しくは許可業者に収集運搬を依頼するか、販売店等に取引義務のないものは、西都市粗大ごみ置き場へ直接個人で持ち込むものとします。
資源有効	パソコン	取引義務がある製造業者又は輸入事業者に回収を依頼し、自作パソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を依頼するものとします。
利用促進 法対象物	小型充電式 電池	一般社団法人JBRCが行う小型充電式電池リサイクルにおけるリサイクル協力店に直接持ち込み、引き取りを依頼するか若しくは生活環境課又は各支所、西都市粗大ごみ置き場に直接持ち込むものとします。

広域 は		一般廃棄物の種類	収集等の方法
本語車		_ +^ =	公益財団法人自動車リサイクル促進センターが行う二
展二輪車取扱店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。 一般社団法人日本マリン事業協会が行うFRP船リサイクルシステムにおける登録販売店に回収を依頼するものとします。 一般社団法人日本消火器工業会が行う消火器リサイクルシステムにおける特定窓口又は指定引取場所に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。 自動車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車用タイヤニ輪車のとします。 在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状勢等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状が等の鋭力な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 有害性のある物場が、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 上記以外の物で、市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま			輪車リサイクルシステムにおける指定引取場所又は廃
度制度		一辆 <u>甲</u> 	棄二輪車取扱店に直接持ち込み、引取りを依頼するも
制度対象			のとします。
度対象			一般社団法人日本マリン事業協会が行うFRP船リサ
対象		FRP船	イクルシステムにおける登録販売店に回収を依頼する
 ★ 物			ものとします。
物 消火器			一般社団法人日本消火器工業会が行う消火器リサイ
直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。 タイヤ販売店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。 特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物処分業者に直接持ち込む、又は特別管理一般廃棄物 在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 有害性のある物 場が、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙類、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	-	消火器	クルシステムにおける特定窓口又は指定引取場所に
 二輪車用タイヤ とします。 特別管理産業廃棄物処分業者に直接持ち込む、又は特別管理企業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼するものとします。 在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び選状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 有害性のある物爆発性のある物(カンリン、灯間、大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙類、又は水くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処理を設め機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処理を整ちくの財産を書しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま 	12		直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
特別管理産業廃棄物処分業者に直接持ち込む、又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼するものとします。 在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 有害性のある物 劇物、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	自重	カ車用タイヤ	タイヤ販売店に直接持ち込み、引取りを依頼するもの
特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼するものとします。 在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 劇物、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙類、又は水くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	二輔	扁車用タイヤ	とします。
頼するものとします。 在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び 翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医 療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返 却するものとします。 有害性のある物 爆発性のある物 引火性のある物 (特別管理一般廃棄物を 除く。) 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手 提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自 己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートが ら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙 類、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処理を著しく困難 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま			特別管理産業廃棄物処分業者に直接持ち込む、又は
在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び 翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 有害性のある物 場物、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガス ボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙類、又は外理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	特別	刂管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依
在宅医療廃棄物 翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 割物、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガス爆発性のある物 ボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙類、又は水(ず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま			頼するものとします。
作宅医療廃棄物 療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。			在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び
療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 有害性のある物 場外、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガス が、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯 油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙、対処理施設の機能に支障を生じさせる物は、、関入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	 	7.医核皮森物	翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医
有害性のある物 爆発性のある物 引火性のある物 (特別管理一般廃棄物を 除く。) 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手 提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自 こ解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙 類、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、 又は処理施設の機能に支 障を生じさせる物 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	1土 t 	5区惊厌朱彻	療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返
爆発性のある物 引火性のある物 (特別管理一般廃棄物を 除く。) 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手 提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自 己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートが ら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙 又は処理施設の機能に支 障を生じさせる物 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は奥門業者に引取りを依頼するものとしま できましく困難にし、 又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま			却するものとします。
引火性のある物 (特別管理一般廃棄物を除く。) 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、関、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	有害		劇物、毒物、農薬等の有害性のある物、プロパンガス
(特別管理一般廃棄物を 除く。) 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手 提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自 己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙 又は処理施設の機能に支 障を生じさせる物 「し、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	爆乳	Ě性のある物	ボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物、ガソリン、灯
除く。) 大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙又は処理施設の機能に支質、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	引기	く性のある物	油、シンナー、塗料等の引火性のある物については、購
大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙又は処理施設の機能に支類、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	`		入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものと
提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自 上記以外の物で、市が行う処理を著しく困難にし、 うり、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙 又は処理施設の機能に支 障を生じさせる物 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	除く	。)	します。
ヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自 上記以外の物で、市が行 う処理を著しく困難にし、 又は処理施設の機能に支 障を生じさせる物 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま			大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手
上記以外の物で、市が行う処理を著しく困難にし、			提げ金庫を除く。)、自動車及び二輪車解体部品(タイ
う処理を著しく困難にし、 又は処理施設の機能に支 障を生じさせる物 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま			ヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自
又は処理施設の機能に支 障を生じさせる物 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	上訂	己以外の物で、市が行	己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートが
障を生じさせる物 にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、 購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	う処	理を著しく困難にし、	ら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙
購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業 者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	又に	は処理施設の機能に支	類、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難
者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま	障を	生じさせる物	にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、
			購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業
す。			者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとしま
			す。

3.資源化の取り組み

(1)市民・事業者・行政が取り組むごみ減量

資源ごみの分別収集が一定の効果を上げている状況の中で、さらなるごみの減量化を行うためには、使い捨て製品や容器包装を多用する消費生活を見直し、発生抑制を進める必要があります。引き続きマイバッグの利用促進など広報紙等を活用し市民への啓発を図ります。

(表3-8)市民・事業者・行政が取り組むごみ減量の具体的内容例

主体	取り組み内容
	○買い物にはマイバッグを持参
	○ 言め替え製品の優先的な購入
	○再生製品などの優先的購入(グリーン購入)
	○長く愛用できるものを購入
	○公要なものを必要な個数だけ購入
	○環境に配慮している販売店で購入
市民	○境場に配慮している販売店で購入 ○食品ロスの削減
111 🗠	○艮品ロスの削減 ○使用頻度の低いものはレンタル又はリースサービスを利用
	○関
	○リサイクルショップやフリーマーケットの利用
	○販売店による店頭回収や資源回収への協力
	○コンポストや電動生ごみ処理機を活用した生ごみの堆肥化
	○環境教育・環境学習や環境保全のための活動への積極的な参加・協力
	○ペーパーレス化及び古紙回収の推進
	○業務用生ごみ処理機の導入等による食品リサイクルの取り組み
	○廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成 ○ ボルン 購入の批准
	○グリーン購入の推進
	○使い捨て製品の製造販売や過剰包装の見直し、簡易包装の推進、レジ袋
事業者	の削減
	○詰め替え製品や再生製品の製造販売
	○使用済み製品の下取り又は引取り、リサイクル等の推進
	○店頭回収や資源回収の実施
	○食品ロスの削減
	○販売店における環境配慮型製品の品揃え、展示の工夫
	○自らの責務によるごみ処理及び事業所から発生する資源ごみの分別
	○市民に対するごみ処理現状の周知
	〇市民及び事業者に対する4Rに関する普及啓発
	○市民に対する電動生ごみ処理機等の普及及び購入補助
行 政	○資源回収をする団体に対する支援
	○多量排出事業所に対する減量化等の指導
	○フリーマーケット、環境配慮型製品などの情報提供
	○事業者としての環境マネジメントシステムの構築、グリーン購入などの率
	先実行

(2) 事業所ごみの発生抑制、資源化の推進

事業所ごみについては、家庭ごみと同様に、分別の徹底及び減量・再資源化を図り、事業者が自らの責務において、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し運搬・処分する体制を確立していく必要があります。

4. 中間処理·最終処分計画

(1)ごみ処理に関する管理・運営体制

①管理·運営体制(表3-9)

区分	体 制	管 理	運営
l	又 集・運搬	有限会社 西都衛生公社	委 託
中間処理	西都児湯クリーンセンター	西都児湯環境整備事務組合	一部事務組合
一门风柱	エコクリーンプラザみやざき	宮崎市	委託
最終処分			
ユスホマノスカ	西都児湯クリーンセンター	西都児湯環境整備事務組合	一部事務組合

②西都児湯環境整備事務組合の概要(表3-10)

名 称	西都児湯環境整備事務組合
設立目的	ごみ処理事業の効率化、計画的な広域処理の推進
構成自治体	西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村

③エコクリーンプラザみやざきの概要(表3-11)

名 称	エコクリーンプラザみやざき	
設立目的	ごみ処理事業の効率化、計画的な広域処理の推進	
	宮崎·東諸県地区	
朋 亿 白 公 休	宮崎市、国富町、綾町	
関係自治体 	西都児湯地区	
	西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村	

④西都児湯クリーンセンターの概要(表3-12)

施設名称	西都児湯クリーンセンター 再生の森
施設所管	西都児湯環境整備事務組合
設置場所	西都市大字南方6548-1
敷地面積	337,637 m ²

(2) 中間処理計画及び最終処分計画

ア.宮崎県ごみ処理広域化計画に基づく広域処理について

宮崎県ごみ処理広域化計画に基き、平成17年度に「西都児湯クリーンセンター」及び「エコクリーンプラザみやざき」が稼動したことにより、西都児湯ブロックにおける施設整備は完了し、西都児湯管内市町村の分別区分、資源化計画、料金体系など、基本的なごみ処理体制が統一されました。

イ.中間処理計画

◇可燃ごみ

「クリーンセンター」中継施設を経由し、全量「エコクリーンプラザみやざき・焼却溶融施設」で焼却処分を行います。

◇プラスチック製容器包装類

「クリーンセンター」リサイクル施設(以下、「リサイクル施設」という。)で破袋(機械処理)し、手選別により汚れた物など不適正物を除去した後、圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会指定法人ルートにより資源化を行います。

◇不燃ごみ、金属類、粗大ごみ

リサイクル施設に集積し、受入ヤード内で破袋・除袋した後、作業により粗選別を行います。粗選別では、破袋したごみ袋を回収するとともに、処理困難物(鋼製ワイヤー、磁石等)及び爆発物等(カセットボンベ缶、使い捨てライター等)の除去を行います。粗選別後、破砕機により鉄・アルミ・可燃物残渣・不燃物残渣の4種類に選別し、鉄・アルミは資源化、可燃物残渣は焼却処分、不燃物残渣は最終処分場に埋立処分を行います。

◇缶・びん類

リサイクル施設で破袋 (機械処理) し、選別機によりアルミ缶・スチール缶・びん類に選別した後、アルミ缶・スチール缶はそれぞれ圧縮機で圧縮し、びん類は手選別により不適正物を除去した後、無色・茶色・その他の色に選別します。その後、それぞれ再商品化事業者に引渡し資源化を行います。

◇ペットボトル

リサイクル施設で破袋 (機械処理) し、手選別により不適正物を除去した後、圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会指定法人ルートにより資源化を行います。

◇衣類、古紙類

収集後、専門業者に引き渡し、資源化を行います。

◇蛍光管·電球、乾電池、小型充電式電池

リサイクル施設に集積後、専門業者に引き渡し、資源化又は適正処理を行います。

ウ.最終処分計画

◇一般廃棄物最終処分場

リサイクル施設で選別した資源化できない不燃物残渣の埋立処分を行います。

5.ごみの処理・処分施設

西都児湯地域では、西都児湯環境整備事務組合の旧焼却施設の老朽化、最終処分場不足等深刻な問題を抱えていたため、宮崎県ごみ処理広域化計画において施設整備が緊急かつ最重要課題として位置付けられていました。

その後、平成17年4月に「クリーンセンター」、同年11月「エコクリーンプラザみやざき」がそれぞれ稼動したことにより、西都・児湯ブロック及び宮崎・東諸ブロックの広域化計画は完了しました。

クリーンセンターは焼却施設を備えていないため、可燃ごみは廃棄物運搬中継施設を 経由し、宮崎市にあるエコクリーンプラザみやざきの焼却施設に運搬しています。

クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきの施設概要は、図3-I、表3-I3及び表3-I4のとおりです。



西都児湯クリーンセンター概要図(図3-1)

(I) 西都児湯クリーンセンターのごみ処理・処分に関わる施設概要 (表3-13)

施設名	施設の目的	処理能力	備考
リサイクル施設			
処理施設	関係市町村から収集された不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを集積し、資源物を回収する。 回収した資源物は、後述するストックハウスで一時貯留し、指定業者に引き取ってもらう。	45†/5h	
ストックハウス	処理施設で回収された資源物を 一時貯留する。	ı	

旅	b 設 名	施設の目的	処理能力	備	考
中継施設		関係市町村から収集された可燃ごみを集積し、圧縮した後、アームロール車(20+の運搬車輌)に積み替え、エコクリーンプラザみやざきの焼却施設まで運搬する。	86†/5h		
最終処分	分場				
	埋立地	上記のリサイクル施設 (処理施設) から発生する不燃物処理残渣を主体に埋立処分する。 本施設は、貯留構造物、遮水工、浸 出水集排水施設、雨水集排水施 モニタリング施設などで構成する。	約89,000㎡		
	浸出水処理施設	埋立地から発生する浸出水を公共 水域(鬼付女川上流部)に放流でき る水質まで処理する。 本施設は、浸出水の流量を調整す る水槽と水処理プラント設備で構成 する。	IIO㎡/日		
プラザ施設		リサイクル活動の拠点施設として、 再生品(修理した家具・自転車など) の展示・販売や、普及啓発活動を行 う。	_		
場内道	洛	ごみの収集運搬車輌、クリーンセンタ 管理車輌、来訪車輌等の通行に利用	する。		
防災調	整池	地形の改変に伴って発生が危惧される雨水起 因の災害を抑制する。			
管理施設	汉				
	管理棟	クリーンセンター施設管理や安全管理等を統合的に実施するための施設。 棟内には、管理事務室、会議室、更衣室、洗面所などを設ける。			
	トラックスケール	ごみの収集運搬車輌の重量を計測し、搬入ご み量を把握する。			
洗車設備		クリーンセンターで維持管理する車可燃ごみ運搬車輌など)を洗車する。 なお、洗車排水は、上述した最終外 出水処理施設で処理する。			

施 設 名	施設の目的	備	考
雨水排水施設	クリーンセンターの敷地全体を対象とした雨水 を排除する。		
駐車場	クリーンセンターの維持管理車輌、来訪車輌 等の駐車に使用する。		
門扉・フェンス	クリーンセンターの敷地境界や維持管理区分を明らかにし、部外者が誤って立ち入ることを防止する。		

(2)エコクリーンプラザみやざき·焼却施設概要 (表3-14)

施設名称	エコクリーンプラザみやざき・焼却施設
所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1
敷地面積	474,969㎡ (道路を除く開発区域面積)
建築面積	10,656.7 m²
延床面積	32,141.6 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地下2階、地上6階
処理能力	ごみ焼却炉:579+/日(193+/日×3炉)
焼却炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(三菱マルチン逆送式)
発電設備	蒸気タービン発電機(最大発電量 II,200kW)
排ガス基準	ばいじん:0.01g/m ³ N以下、硫黄酸化物:50ppm以下 窒素酸化物:100ppm以下、塩化水素:80ppm以下 一酸化炭素:30ppm以下、ダイオキシン類:0.1ng-TEQ/m ³ N以下

Ⅲ 生活排水処理実施計画

第1章 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

(表1-1) 令和2年度~令和4年度実績

種類	排 出 量(kl)			
1生 秩	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
し尿	4,258.28	4,184.20	4,230.89	
浄化槽汚泥	8,492.02	8,342.12	8,221.09	
計	12,750.30	12,526.32	12,451.98	

第2章 し尿・浄化槽汚泥の処理施設

(表2-1) 西都市衛生センターの概要

施設名称	西都市衛生センター
所在地	西都市大字右松3166
敷地面積	4,285 m ²
延床面積	1.795.85 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造、地上3階
処理能力	45kl/日 (生し尿 38kl/日・浄化槽汚泥 7kl/日)
処理方式	高負荷脱窒素処理方式(流動床方式) 高度処理(砂ろ過+活性炭吸着塔)
処理水質	PH 5.8~8.6·BOD IOmg/ℓ以下 COD 30mg/ℓ以下·SS IOmg/ℓ以下 T-N IOmg/ℓ以下·T-P Img/ℓ以下 色度 30度以下·大腸菌群数 IOO個/mℓ以下

第3章 し尿・浄化槽汚泥処理の課題

①し尿・浄化槽汚泥の処理について

し尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽(以下、「浄化槽等」という。)による生活排水の処理に伴って発生する汚泥は、西都市衛生センター(し尿処理施設)で適正に処理します。

②許可業者への指導方針

し尿及び浄化槽等汚泥は市内唯一の許可業者である有限会社 西都衛生公社が収集運搬業務を行っています。業務運営にあたっては、法、その他関連法規並びに契約事項を遵守し、効率的かつ適正に業務を執行をするよう指導・監督します。

③合併処理浄化槽設置整備について

公共下水道等生活排水処理施設の整備区域外において、単独処理浄化槽 又はくみ取り便槽を設置している家庭に対して、合併処理浄化槽の普及を図り ます。

④法定検査受検率の向上について

浄化槽等の適正な利用を促進するため、法定検査未受検者への受検啓発に 取り組んでまいります。